

概要版

奥多摩町 地域保健福祉 計画

令和8年度(2026年度)
～令和12年度(2030年度)

一人ひとりがささえあい
みんなでつくるまち 奥多摩



令和8年3月
奥多摩町

奥多摩町 地域保健福祉計画の 策定にあたって



奥多摩町では、平成15年に「奥多摩町地域保健福祉計画」を策定後、4回の改定を経て、令和3年に「第5期奥多摩町地域保健福祉計画」を策定し、地域保健福祉の推進に取り組んできました。しかし、この間にも、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症等の影響により、町民の生活形態や地域社会を取り巻く環境は大きく様変わりし、様々な福祉課題が顕在化してきており、地域の多様な主体の誰しもが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められております。

本計画は、「第6期奥多摩町長期総合計画」を上位計画とし、健康・福祉分野に係る施策の方針を具体化していくため、令和8年度からの5年間を計画期間として策定いたしました。前計画より策定基本理念「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」を継承し、施策を目標ごとに設定し、各種事業の現状と課題を再度整理し、体系化いたしました。

本町は全国的にも高い水準で少子高齢化が進み、高齢・単身者世帯の増加が見込まれております。複合化・複雑化する地域課題に対応し、高齢者や子ども、障害のある方、低所得者など支援が必要なすべての人がいつまでも安心して暮らせる地域づくりのためには、地域のつながりを育み支えあう居場所づくり、総合的・包括的支援の仕組みづくりが必要です。本計画においても、この取り組みを重点的な取り組みとして位置づけ、誰一人取り残すことなく、誰もがお互いにふれあい、支えあいながら、共に生きる地域づくりの実現に向け全力で邁進をしてまいります。

本計画の策定に当たっては、住民皆様にご協力をいただき実施した「奥多摩町の地域保健福祉等に関する調査」の結果と、様々なご意見を踏まえ、関係団体の代表者と住民代表の皆様により組織した、12名の委員からなる「奥多摩町地域福祉計画検討協議会」で協議・検討を重ねていただきました。

おわりに、この計画策定に当たりご尽力いただきました検討協議会の委員の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの住民皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

奥多摩町長 師岡伸公

計画策定における考え方

1 計画策定の趣旨

本町においては、令和3年3月に策定した「奥多摩町地域保健福祉計画（第5期）」に沿って、地域保健福祉施策を展開してきました。

地域福祉計画とは、地域共生社会の実現を目指し、地域住民の福祉の増進を図るための計画として、住民・団体・行政が協働し地域福祉を進める指針となるものです。

この度、第5期計画が令和7年度末で満了することから、これまでの地域保健福祉施策の成果を踏まえつつ、地域のニーズの変化を的確に捉え、地域保健福祉施策の一層の推進を図るための指針として、「奥多摩町地域保健福祉計画（第6期）」（以下、本計画。）を策定します。

2 長期総合計画（基本構想・基本計画）との関係

本計画では、長期総合計画の将来像の実現に向け、基本計画の方向性を踏まえるとともに、本町の保健福祉分野における基本理念や基本目的等の方向性を示し、総合的かつ計画的に保健福祉施策を推進するため、具体的な施策を体系的に整理しています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和8～令和12年度までの5年間とします。

4 計画の位置付け

○本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。奥多摩町長期総合計画を上位計画とし、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」等を定め、本町の地域福祉推進の理念や方向性を明らかにしたものです。また、国及び東京都がそれぞれ策定する関連計画等との整合を図ります。

○本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、再犯防止に関する施策を取りまとめた「再犯防止推進計画」を包含します。

○本計画は、高齢、障害、こども・子育て等の福祉の分野別計画の上位計画として位置付けるとともに、地域福祉分野と共通する部分を一括して取り扱い、こうした分野以外の健康づくり、生活困窮者の支援等の分野を含むものとします。

○社会福祉協議会が中心となって策定しているやまびこ計画（地域福祉活動計画）は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、本計画との連携を図ります。

基本理念

一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩

本町は、全国的にも高い水準で少子高齢化が進むなか、単身・高齢者世帯の増加、地域の支え手の減少、つながりの希薄化など地域福祉を取り巻く課題が深刻化しています。こうした状況に対応するためには、保健・福祉・生活支援体制の一層の充実に加え、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、福祉サービスについて適切に選択できる環境を整えることが求められます。

国においても、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備や孤独・孤立対策が推進されており、本町でもこうした方向性に沿った取組が必要です。

また、第6期奥多摩町長期総合計画は、まちの将来像として「自然の中でわたしが 暮らし つながり 挑戦できる おくたま」を掲げました。この将来像は、奥多摩らしさを活かしながら、「一人ひとり」を大切に、想いをもったまちづくりをめざすもので、地域福祉の理念とも方向性を同じくするものです。地域福祉の取組を町全体に広げることは、この将来像の実現にも寄与します。

これらの背景を踏まえ、本計画では、これまで掲げてきた「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」の基本理念を継承し、地域の一人ひとりが、豊かな自然環境のなかで、お互いに支え合いながら、ともに生きる地域づくりをめざします。

基本目標

基本目標1 安心した暮らしをめざして

住民が抱える様々な不安を解消し、安心した暮らしを送っていただくために、支援が必要な方の積極的な把握に努め、地域住民や関係機関と協力して、地域で見守る体制づくりを推進し、孤独・孤立を防ぐための相談支援の充実にも取り組み、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

基本目標2 多様な主体との協働によるささえあいの地域をめざして

地域福祉を支えていくには、住民一人ひとりの地域活動への積極的な参加を促進し、地域住民が気軽に集える場所と機会をつくることが重要です。多様な主体が協働し、誰もが地域とのつながりを保ちながら暮らせる環境を整えることで、生きがいをもって暮らしていけるよう支え合いの地域づくりをめざします。あわせて、地域で再出発しようとする人を温かく迎え入れられるよう、孤立を防ぐ関係づくりも進めます。

基本目標3 心身ともに豊かな生活をめざして

住民が住みなれた地域において、心身ともに、いつまでも健康で暮らしていけるよう自発的な健康づくりを支援し、健康寿命の延伸をめざします。また、住民の多様なニーズの把握に努め、きめ細かな福祉施策の推進をめざします。

基本施策1-1 情報提供・包括的な相談支援体制の充実

(1) 情報提供の充実

施策を支える主な事業	
■広報・ホームページ等の充実	■福祉サービス利用情報提供の充実
■保健・医療サービス・健康づくり情報提供の充実	■ボランティア・仲間づくり情報提供の充実
■デジタルデバйд対策	

(2) 相談支援体制の充実と職員の資質向上

施策を支える主な事業	
■分野別の相談支援の充実及び連携強化	■健康相談体制の充実
■保健所の相談支援の活用	■社会福祉協議会の相談・支援の活用
■専門研修の充実	■各種専門資格の取得
■重層的な支援体制の構築に向けた検討	

(3) 苦情・相談と事業所のサービス向上

施策を支える主な事業	
■苦情・相談窓口の充実	■苦情受付、苦情に係る事案の解決結果、改善状況等の報告
■第三者評価事業の充実	

(4) 地域ケア体制の充実

施策を支える主な事業	
■保健福祉センターと町内医療機関との連携	■保健・医療・福祉の連携



基本施策1-2 地域で見守る体制づくり

(1) 権利擁護の普及促進

施策を支える主な事業	
■成年後見制度利用支援事業の推進	■地域福祉権利擁護事業の推進

(2) 虐待防止の体制の充実

施策を支える主な事業	
■こども家庭センターの充実	■要保護児童対策地域協議会の充実
■地域包括支援センターの充実	■障害者虐待防止の推進

(3) 緊急時対策と円滑な対応

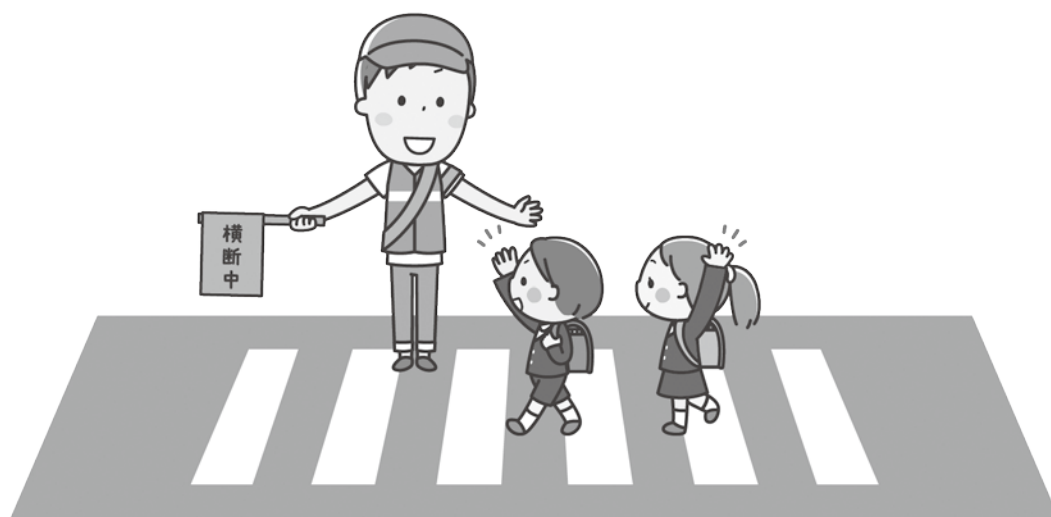
施策を支える主な事業	
■社会福祉施設及び医療機関等との連携	■避難行動要支援者への見守り活動の充実
■災害時におけるボランティア活動の充実	

(4) 暮らしの安全対策の推進

施策を支える主な事業	
■防犯対策の充実	■交通安全対策の充実
■ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	■地域活動等の場での安全対策の推進

(5) 再犯防止の推進（奥多摩町再犯防止推進計画）

施策を支える主な事業	
■社会を明るくする運動の推進	■民間協力者の活動支援
■青少年対策地区委員会の充実	■青少年育成のための講演会
■自立相談支援機関との連携	



基本目標 2 多様な主体との協働によるささえあいの地域をめざして

基本施策2-1 人づくり・連携づくりの強化

(1) 福祉・人権教育の推進

施策を支える主な事業	
■各種制度に関する普及・啓発の推進	■学校・地域における福祉教育の推進
■障害に対する理解の促進	■多文化共生や多様性に対する理解の促進

(2) 地域の担い手づくり

施策を支える主な事業	
■ボランティア・住民活動の育成支援	■ボランティア・センターおくたまの充実
■ボランティアの人材育成	■ボランティア養成事業の実施
■地域ささえあいボランティア事業の普及・促進	■自治会活動の支援
■福祉・介護人材の確保・育成	

(3) 関係団体との連携強化

施策を支える主な事業	
■分野別の相談支援の充実及び連携強化	■分野別計画の推進主体である各種協議会等との連携
■障害者支援団体との連携	■民生・児童委員協議会との連携
■保健推進員との連携	■ボランティア・センターとの連携
■居宅介護支援事業所との連携	

基本施策2-2 交流・ふれあい・社会参加の拡大

(4) 交流機会・社会参加の拡充

施策を支える主な事業	
■福祉会館の活用の推進	■ボランティア、交流事業等の充実
■地域のささえあい、助け合い事業の推進	■生活館・コミュニティーセンターの利用の推進
■サロン事業等の地域活動の推進	

(5) 生きがいづくり・就労・居住支援

施策を支える主な事業	
■シルバー人材センターの活動促進	■自立相談支援機関との連携（再掲）
■障害者就労支援事業の充実	■福祉施設（事業所）等への雇用斡旋

基本施策3-1 心身ともに豊かな生活をめざして

(1) 健康増進計画との連携推進

地域福祉との連携が必要な取り組み	
■森林セラピー健康づくり事業	■「元気アップおくとま事業」

(2) 食育推進計画との連携推進

地域福祉との連携が必要な取り組み	
■食育講習会	■食育推進活動事業

(3) 自殺対策推進計画との連携推進

地域福祉との連携が必要な取り組み	
■いのち支える自殺対策推進協議会との連携・協議	■ゲートキーパー養成講座の参加促進
■自殺防止標語募集の実施	

基本施策3-2 福祉サービスの充実

(1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画との連携推進

地域福祉との連携が必要な取り組み	
■障害福祉サービスの充実	■避難確保計画等の充実及び個別避難計画の実施
■地域活動支援センターの充実	■障害に対する理解の促進
■障害者自立支援協議会の充実	

(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画との連携推進

地域福祉との連携が必要な取り組み	
■成年後見制度利用者支援事業	■認知症地域支援推進事業
■シルバー人材センター補助事業	■筋力向上トレーニング施設事業
■長寿ふれあい食堂推進事業	

(3) こども計画との連携推進

地域福祉との連携が必要な取り組み	
■こども・若者の権利の啓発	■児童虐待防止対策の推進
■ヤングケアラーへの周知・把握	